

香取広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則

平成18年3月27日

規則第20号

改正 平成24年11月1日規則第7号  
平成26年7月3日規則第2号  
平成28年7月8日規則第9号  
平成31年3月8日規則第4号  
令和3年2月25日規則第3号  
令和4年3月30日規則第6号  
令和5年2月27日規則第3号  
令和5年10月20日規則第5号  
令和8年2月3日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び香取広域市町村圏事務組合火災予防条例（平成18年香取広域市町村圏事務組合条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の提出)

第2条 条例及びこの規則に基づき消防長に提出する申請書及び届出書は、正本1部、副本1部をそれぞれ作成のうえ提出しなければならない。

第3条 削除

(簡易湯沸設備と給湯湯沸設備の区分)

第4条 条例第8条及び第8条の2に規定する簡易湯沸設備及び給湯湯沸設備は、次の区分によるものとする。

- (1) 簡易湯沸設備は、最大消費熱量が12キロワット以下の湯沸設備をいう。
- (2) 給湯湯沸設備は、前号以外の湯沸設備をいう。

(標識及び表示板等)

第5条 条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号、同条第3項（条例第11条の2第2項、第12条第2項、第3項及び第13条第2項、第

4 項の規定において準用する場合を含む。)、第17条第1項第3号、第23条第2項、同条第3項、第31条の2第2項第1号(条例第33条第3項の規定において準用する場合を含む。)、第34条第2項第1号の規定によりそれぞれ設ける標識の様式は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第31条の2第2項第1号(条例第33条第3項の規定において準用する場合を含む。)及び第34条第2項第1号の規定により設ける掲示板には、次の表に掲げる危険物又は指定可燃物の種類に応じ、同表の記載事項を記載するものとし、その様式は別表第2に定めるとおりとする。

危険物又は指定可燃物の種類	記載事項
第1類の危険のうちアルカリ金属の過氧化物若しくはこれを含むもの又は禁水性物品	注水行為を禁止すること。
第2類の危険物(引火性固体を除く。)	火気の使用に注意を要すること。
第2類の危険物のうち引火性固体又は自然発火性物品、第4類の危険物、第5類の危険物、指定可燃物のうち可燃性固体類又は可燃性液体類	火気の使用を厳に禁止すること。
指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類以外のもの	火気の使用に注意し、整理整頓すること。

3 条例第39条第4号の規定により設ける定員を記載した表示板及び満員札の様式は、別表第3のとおりとする。

(変電設備等の防火上支障のない措置)

第6条 条例第11条第1項第3号ただし書に掲げる防火上支障のない措置を講じた場合(条例第12条第2項及び第13条第2項において準用する場合を含む。)とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 変電設備、発電設備又は蓄電池設備(以下「変電設備等」という。)のある室の床を不燃材料で造り、壁、柱及び天井の室内に面する部分を不燃材料でおおうとともに、窓及び出入口に防火設備を設け、かつ、変電設備等とこれらに面する部分との間に1メートル以上の距離があるとき。
- (2) 変電設備等のある室内に不燃性ガス消火設備を設けたとき。

2 条例第11条第1項第9号(条例第12条第2項、第15条第2項及び第16条

第2項において準用する場合を含む。)の規定による点検、試験又は補修の結果の記録は、点検記録結果表によりしなければならない。

(気球及び掲揚綱の強度)

第7条 条例第17条第5号の規定により用いなければならない風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する気球及び掲揚綱等の材料及び構造の基準は、別表第4に定めるとおりとする。

(移動式ストーブに設ける消火装置等の基準)

第8条 条例第18条第2項の規定により移動式ストーブに設ける自動消火装置又は自動燃料供給停止装置(以下「自動消火装置」という。)の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 地震動等により作動する自動消火装置等は、感震装置及び消火装置により構成されていること。

(2) 前号の感震装置は、日本産業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)に定める振動の性能を有するものであること。

イ 石油ストーブ(J I S . S . 2019)

ロ 強制給排気式石油ストーブ(J I S . S . 2031)

ハ ポット式石油ストーブ(J I S . S . 2039)

(3) 第1号の消火装置は、前号の感震装置と連動して速やかに消火するものであること。

(4) 第1号の感震装置及び消火装置は、経年変化が少なく維持管理が容易で、かつ、誤作動しないものであること。

(危険物品等)

第9条 条例第23条第1項の規定による危険物品等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、通常携帯する軽易なものを除く。

(1) 法別表第1に掲げる危険物、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第4に掲げる指定可燃物

(2) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第2条第1号に掲げる可燃性ガス

(3) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に掲げる火薬

類

2 条例第23条第1項ただし書の規定により喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は、当該場所に前項各号に掲げる危険物品を持ち込むため承認を受けようとする者は、当該行為を行う日の3日前までに様式第1号に掲げる申請書を提出しなければならない。

(たき火の火災予防上必要な措置)

第10条 条例第25条第2項に規定する消火準備その他火災予防上必要な措置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) たき火の位置は、引火性又は爆発性の物品から20メートル、建築物、工作物又は可燃物から5メートル以上離れた位置とすること。
- (2) 常時たき火をする場合は、土坑又は不燃性の容器の中で行うこと。
- (3) たき火をする位置には、監視人を置くこと。
- (4) たき火をする位置には8リットル入りバケツ(山林、原野にあってはスコップ等)を2箇以上準備して置くこと。
- (5) たき火の終了後は、残火を完全に消火すること。

(安全装置)

第11条 条例第31条の2第2項第5号及び第31条の4第2項第4号、第31条の4第2項第4号の規定による安全装置は、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 自動的に圧力を停止させる装置
- (2) 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取付けたもの
- (3) 警報装置で、安全弁を併用したもの

(タンクの水張又は水圧検査の申請)

第12条 条例第47条の規定によるタンクの水張又は水圧検査を受けようとする者は、様式第2号により必要な図書を添えて申請しなければならない。

2 消防長は、前項の申請を受けたときは検査を行い、条例で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第3号による検査済証を交付する。

(指定催しの指定)

第13条 条例第42条の2第1項の規定による指定催しの指定をしたときは、

同条第3項の規定に基づき、様式第4号により通知するものとする。

(屋外催しに係る防火管理)

第14条 条例第42条の3第2項の規定による火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、様式第5号の計画提出書によりしなければならない。

(大規模な催し)

第15条 条例第42条の2第1項の規定による消防長が別に定める大規模な催しは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しで、人出予想が一日あたり概ね10万人を超える規模の催し

(2) 主催者が認める露店等(対象火気器具等を使用しない露店等も含む。)の数が、100店舗を超える規模の催し

(防火対象物の使用開始等の届出)

第16条 条例第43条の規定による防火対象物の使用開始の届出は、様式第6号の届出書によりしなければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第17条 条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、簡易サウナ設備、一般サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置の届出は、様式第7号により、設置工事開始7日前までに届け出なければならない。

(2) 急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備、変電設備、蓄電設備の設置の届出は、様式第8号により、設置工事開始の3日前までに届け出なければならない。

(3) ネオン管灯設備の設置の届出は、様式第9号により、設置工事の開始3日前までに届け出なければならない。

(4) 水素ガスを充填する気球の設置の届出は、様式第10号により、気球に充填する前日までに届け出なければならない。

2 前項の届出に係る設備を使用しようとする者は、当該設備について、消

防長の検査を受けなければならない。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第18条 条例第45条に規定する行為等の届出は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出は、様式第11号の届出書によりしなければならない。
- (2) 煙火の打上げ又は仕掛けの届出は、様式第12号の届出書によりしなければならない。
- (3) 劇場等以外の建物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催届出は、様式第13号の届出書によりしなければならない。
- (4) 水道の断水又は減水の届出は、様式第14号の届出書によりしなければならない。
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事の届出は、様式第15号の届出書によりしなければならない。
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る)の届出は、様式第16号の届出書によりしなければならない。

2 前項の届出をしようとする者は、当該行為を行う日の3日前までに届出なければならない。ただし、第1号、第4号及び第5号に係る行為にあっては、口頭により行うことができる。

(指定<sup>とう</sup>洞道等の届出)

第19条 条例第45条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)

の規定による指定<sup>とう</sup>洞道等の届出は、様式第17号の届出書によりしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第45条の2第2項において準用する同条第1項の規定による届出にあっては、変更する事項以外の事項に係る図書の添付を省略することができる。

- (1) 指定<sup>とう</sup>洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置を記載した経路概略図

(2) 指定洞道等の内部に敷設され、又は設置されている通信ケーブル等、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備、排水設備、防水設備、金物設備その他の重要な物件の概要書

(3) 指定洞道等の内部における火災に対する次に掲げる事項を記載した安全対策書

イ 通信ケーブル等の難燃措置に関すること。

ロ 火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理及び喫煙管理等出火防止に関すること。

ハ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。

ニ 職員及び作業員の防火上必要な教育訓練に関すること。

ホ その他安全管理に関すること。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第20条 条例第46条に定める指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物、条例別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては同表で定める数量以上)の貯蔵又は取扱いの届出は当該行為を行う日の7日前までに様式第18号に掲げる届出書に必要な図書を添えて届出しなければならない。

2 条例第46条第2項の規定により前項の指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いを廃止する場合の届出は様式第19号の届出書によりしなければならない。

3 前項の届出により、貯蔵又は取扱いをしようとする者は、当該設備等について、消防長の検査を受けなければならない。

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第21条 条例第48条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動

火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

- 2 条例第48条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第22条 条例第48条第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、香取広域市町村圏事務組合ホームページへの掲載により行う。

- 2 前項に規定する方法により公表する事項は、次の掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)

- (3) その他消防長が必要と認める事項

(その他)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の佐原市外五町消防組合火災予防条例施行規則(昭和57年佐原市外五町消防組合規則第2号)又は小見川町外2町消防組合火災予防条例施行規則(昭和49年小見川町外2町消防組合規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年11月1日規則第7号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年7月3日規則第2号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年7月8日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合火災予防条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月8日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月27日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

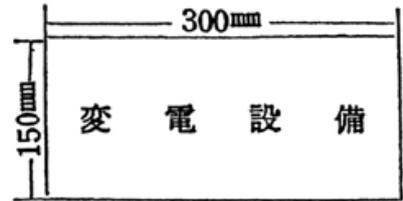
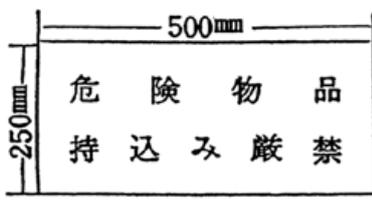
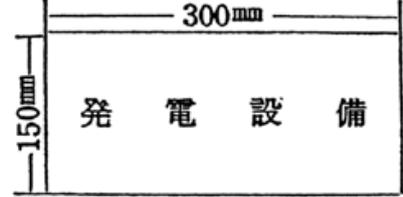
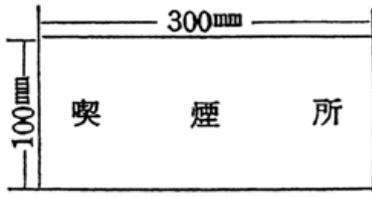
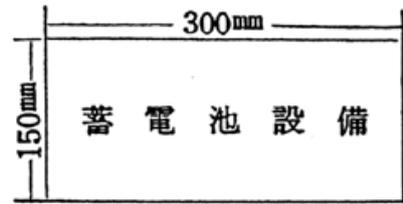
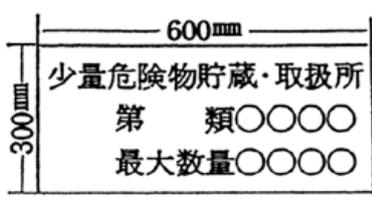
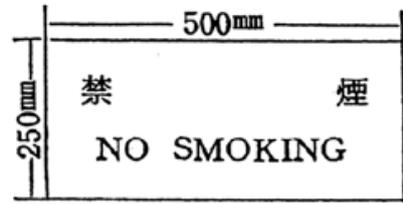
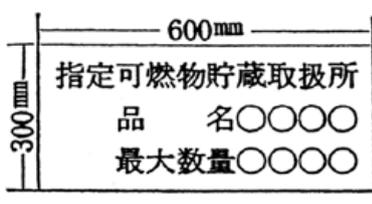
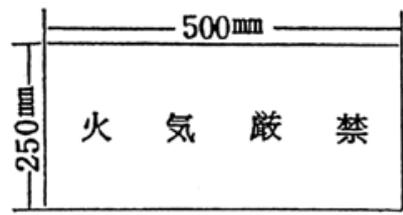
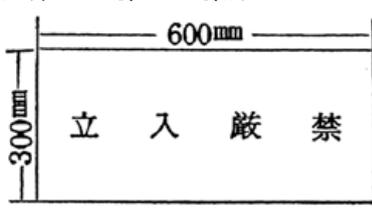
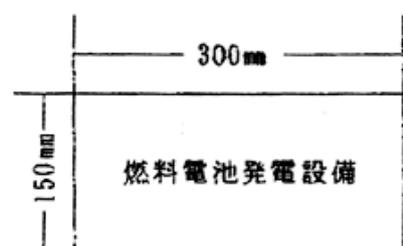
附 則（令和5年10月20日規則第5号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

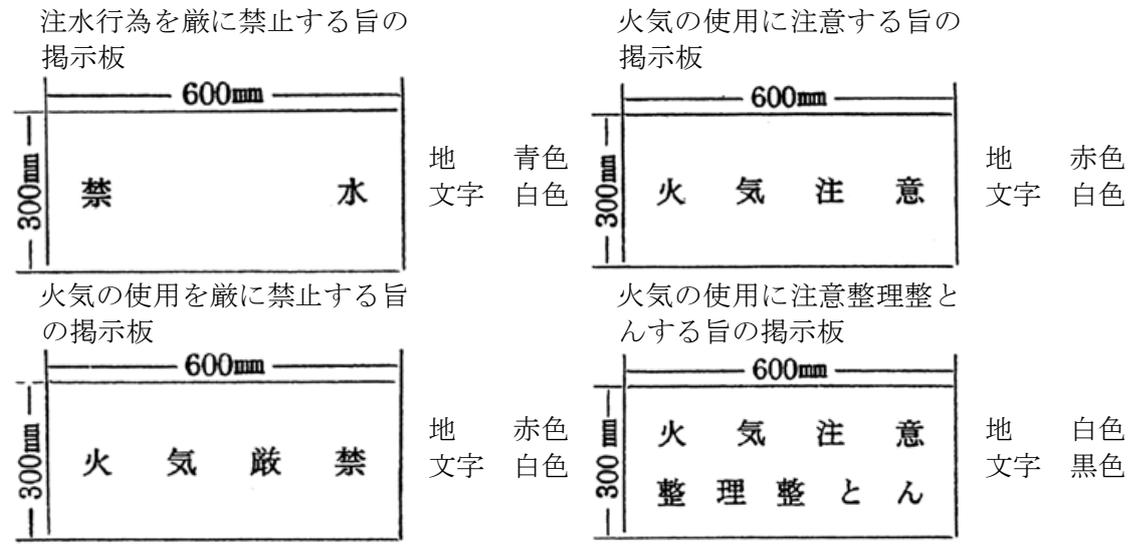
附 則（令和8年2月3日規則第3号）

この規則は、令和8年3月31日から施行する。

別表第1 (第5条)

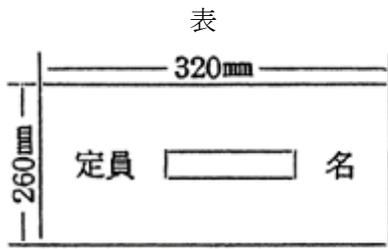
<p>変電設備の標識</p> 	<p>地 白色 文字 黒色</p>	<p>危険物品の持込禁止の標識</p> 	<p>地 赤色 文字 白色</p>
<p>発電設備の標識</p> 	<p>地 白色 文字 黒色</p>	<p>喫煙所の標識</p> 	<p>地 白色 文字 黒色</p>
<p>蓄電池設備の標識</p> 	<p>地 白色 文字 黒色</p>	<p>危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場所の標識</p> 	<p>地 白色 文字 黒色</p>
<p>禁煙の標識</p> 	<p>地 赤色 文字 白色</p>	<p>指定可燃物を貯蔵し、又は取扱っている場所の標識</p> 	<p>地 白色 文字 黒色</p>
<p>火気厳禁の標識</p> 	<p>地 赤色 文字 白色</p>	<p>水素ガスを充填する気球を掲揚又はけい留する場所への立入禁止の標示の標識</p> 	<p>地 赤色 文字 白色</p>
<p>燃料電池発電設備の標識</p> 	<p>地 白色 文字 黒色</p>	<p>急速充電設備の標識</p> 	<p>地 白色 文字 黒色</p>

別表第2（第5条第2項）



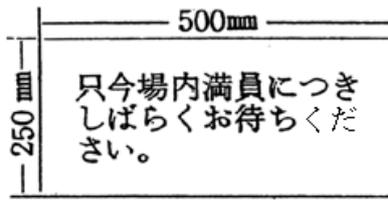
別表第3（第5条第3項）

定員の表示板



- |              |            |
|--------------|------------|
| 横線及び定員枠      | 金色         |
| 上部及び下部の地     | 白色         |
| 中央部の地        | 赤色         |
| 定員枠内の地       | 白色         |
| 「定員」及び「名」の文字 | 青色で縁取りした白色 |

満員札



- |    |     |
|----|-----|
| 地  | 薄水色 |
| 文字 | 濃紺色 |

別表第4 (第7条)

## 水素ガス、気球及び掲揚材料及び構造の強度

種類		気 球		掲 揚 網			
項目							
材 料 ( 構 造)	種類	ビニール樹脂又はこれに類する樹脂若しくは引布などの材質が均一不変質のもの		麻又は合成繊維若しくは綿などの材質が、均一不変質のもの			
	厚	ビニール樹脂については、0.1mm以上 ゴム引布については、0.25mm以上		綱 等 の 太 さ	掲 揚 網	麻	6 mm以上
	さ				掲 揚 網	合成繊維	3 mm以上
		糸 目 綱	綿		7 mm以上		
			麻		3 mm以上		
			合成繊維		2 mm以上		
	強 度	拡張力及びのび	塩化ビニールフィルム		150kg/cm <sup>2</sup>	切 断	気球の直径が2.5メートルを超え、3メートル以下のもの
			ゴム引布	270kg/cm <sup>2</sup>	荷 重	気球の直径が2.5メートル以下のもの	170kg以上
		引 裂 強 さ 等	塩化ビニールフィルム	エレメントルフ引裂強さ6 kg/cm <sup>2</sup> 以上のもの		2 箇以上燃ってある素線を使用した三つ撚り以上のもの 糸目は、6 以上としたもの 結び目は、動圧に対し、容易に解けないこと 結び目は、局部的に荷重が加わらないもの	
	気体透過度		水素を注入し、24時間において1 m <sup>2</sup> から漏る量が5ℓ 以内				
耐寒耐熱性	0℃以上75℃以下においてひびわれ等を生じないもの						
その他	繫留中外圧を受け、又は著しく静電気を発生することのないもの		水・バクテリア・油・薬品等により、腐食しにくいもの 日光等の影響により、その品質が著しく低下しないもの				

様式第1号（第9条第2項）

禁止行為の解除承認申請書

香取広域市町村圏事務組合消防長 様		年 月 日		
		住所 申請者 氏名		
防火対象 物又は 場所	所在地	電話		
	名称		用途	
	関係者 住所			
	氏名			
指定場所	階		階の用途	
	名称		場所の 用途	
	構造		内部仕上	
解除を 受と する 行為	種類	喫煙、裸火使用、危険物品持込み		
	期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	理由			
	内容			
行為者	住所			
	職業			
	氏名	(年齢 歳) 男、女		
火災予防 上講じた 措置				
※ 受 付 欄		※ 承 認 欄		

- 備考 1 指定場所の詳細図及び当該場所付近の概要図を添付すること。
- 2 行為者が2人以上の場合は、その所属、氏名、年齢、性別を記載した書類を添付すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第2号（第12条第1項）

タンク 水張 検査申請書  
水圧

年 月 日		
香取広域市町村圏事務組合消防長 様		
申請者 住 所 氏 名		
設置者	住 所	電 話
	名 称 ・ 氏 名	
設 置 場 所		
水 張 検 査 又 は 水 圧 検 査 の 別		
タンク最大常用圧力		KPa
タンク の構造	形 状	容 量 <span style="float: right;">ℓ</span>
	寸 法	mm
	材 質 記 号 及 び 板 厚	
製造者及び製造年月日		年 月 日
そ の 他		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 タンクの構造明細書を添付すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第3号（第12条第2項）

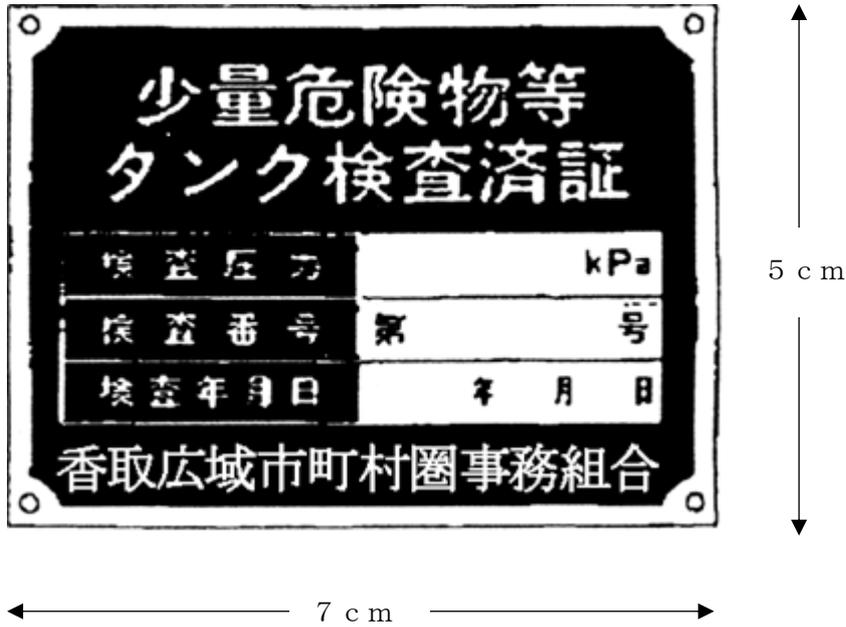
㊦

少 量 危 険 物 等  
タ ン ク 検 査 済 証

水張又は水圧 検査の別				
検査圧力		KPa		
タンク の 構 造	形 状		容 量	ℓ
	寸 法			
	材 質 記 号 及 び 板 厚			
製 造 者 及 び 製 造 年 月 日		年 月 日		
少量危険物等 タンク検査番号 第 号  年 月 日  香取広域市町村圏事務組合 消防長 				

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

副



備考 金属板（地色は黒、文字は白の浮し。厚さは0.05cm板）の材質は真ちゅうとする。

指定催しの指定通知書

第 号  
年 月 日

（催しを主催する者） 様

香取広域市町村圏事務組合

消防長



香取広域市町村圏事務組合火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

（教示）

- 1 この指定に不服のあるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に香取広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この指定については、この指定（この指定について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、香取広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は管理者となります。）、指定の取消しの訴えを提起することができます。なお、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この指定の翌日から起算して1年を経過すると、指定の取消しの訴えを提起することができなくなります。



様式第6号（第16条）

防火対象物使用開始届出書

年 月 日					
香取広域市町村圏事務組合消防長 様					
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名					
所 在 地	電 話				
名 称			主 要 用 途		
建 築 確 認 年 月 日			建 築 確 認 番 号	第	号
消 防 同 意 年 月 日			消 防 同 意 番 号	第	号
工 事 着 手 年 月 日			工 事 完 了 (予定) 年 月 日	使 用 開 始 (予定) 年 月 日	
他 の 法 令 に よ る 許 認 可					
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	延 面 積	m <sup>2</sup>
従 業 員 数			公 開 時 間 又 は 従 業 時 間		
屋 外 消 火 栓、動 力 消 防 ポ ン プ、消 防 用 水 の 概 要					
そ の 他 必 要 な 事 項					
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

②

防火対象物棟別概要 (第号)	用途		構造				
	種類 階別	床面積 m <sup>2</sup>	用途	消防用設備等の概要			特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 同一敷地内に2以上の棟がある場合には、棟ごとに「第4号の2様式防火対象物棟別概要追加書類」に必要な事項を記入して添付すること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 建築面積及び延面積の欄は、同一敷地内に2以上の棟がある場合には、それぞれその合計を記入すること。
- 5 消防用設備等の概要欄には、屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水以外の消防用設備等の概要を記入すること。
- 6 ※印の欄には、記入しないこと。
- 7 防火対象物の配置図、各階平面図及び消防用設備等の設計図書（消火器具、避難器具等の配置図を含む。）を添付すること。

③

## 防火対象物棟別概要追加書類

防火対象物棟別概要（第号）	用途		構造				
	種類 階別	床面積 m <sup>2</sup>	用途	消防用設備等の概要			特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						

防火対象物棟別概要（第号）	用途		構造				
	種類 階別	床面積 m <sup>2</sup>	用途	消防用設備等の概要			特殊消防用設備等の概要
				消火設備	警報設備	避難設備	
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	階						
	計						

様式第7号（第17条第1項第1号）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー  
 給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備  
 一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機  
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

香取広域市町村圏事務組合消防長 様		年 月 日	
		届出者 住所 (電話 ) 氏名	
防火象 対物	所在地	電話	
	名称	主要用途	
設置場 所	用途	床面積 m <sup>2</sup>	消防用設 備等又は 消防等 特殊設 備等
	構造	階層	
届出 設 備	設備の種類		
	着工(予定)年月日	竣工(予定) 年月日	
	設備の概要		
	使用する燃料・ 熱源・加工液	種類	使用量
	安全装置		
取扱責任者の職氏名			
工事施行者	住所	電話	
	氏名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては、「屋外」と記入すること。
  - 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用暖房設備等と記入すること。
  - 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
  - 6 ※印の欄には、記入しないこと。
  - 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第8号（第17条第1項第2号）

急速充電設備  
燃料電池発電設備  
発電設備  
変電設備  
蓄電池設備  
設置届出書

香取広域市町村圏事務組合消防長 様						年 月 日	
届出者 住所 (電話 )						氏名	
防火対象物	所在地			電話			
	名称			用途			
設置場所	構造		場所		床面積		
			屋内 ( 階)・屋外		m <sup>2</sup>		
	消防用設備等 又は特殊消防用 設備等		不燃区画		有・無	換気設備	有・無
届出設備	電圧		V	全出力又は蓄電池容量		kw kwh	
	着工(予定)年月日		竣工(予定)年月日				
	設備の概要		種別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他			
主任技術者氏名							
工事施工者	住所		電話				
	氏名						
※ 受付欄				※ 経過欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 電圧欄には、変電設備にあっては、一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。  
 4 全出力又は蓄電池容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあっては全出力を、蓄電池設備にあっては蓄電池容量(定格容量)を記入すること。  
 5 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。  
 6 ※印の欄には、記入しないこと。  
 7 当該設備の設計図書を添付すること。

ネオン管灯設備設置届出書

		年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合消防長 様		届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
防火対象物	所 在 地	電 話	
	名 称	用 途	
届出設備	設 備 容 量		
	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日	
	設備の概要		
工事施工者	住 所	電 話	
	氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 4 ※印の欄には、記入しないこと。
- 5 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第 10 号 (第 17 条第 1 項第 4 号)

水素ガスを充填する気球の設置届

香取広域市町村圏事務組合消防長 様		年 月 日		
		届出者 住所 (電話 ) 氏名		
設置請負者	住所	電話		
	氏名			
看視人	氏名	他 名		
設置期間	掲揚	自	至	
	けい留	自	至	
設置目的				
設場 置所	地名・番地			
	地上又は屋上の別	用途	立入禁止の方法	
充填又は作業の方法		日時	場所	
		方法	ガス置場	
構造	気球型	直径 体積	材質 厚さ	
	掲網	材質	太さ	
	電飾	電球の定格電圧	灯数	配線方法
		電線の種類	断面積	直列・並列
総重量		その他 必要 事項		
支持方法	掲揚			
	けい留			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 ※印の欄には、記入しないこと。  
 4 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

様式第 11 号 (第 18 条第 1 項第 1 号)

火災とまぎらわしい煙又は火炎  
を發するおそれのある行為の  
届出書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香取広域市町村圏事務組合消防長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 (電話 ) 氏 名</p>	
発 生 予 定 日 時	自 至
発 生 場 所	
燃 焼 物 品 名 及 び 数 量	
目 的	
そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
- 4 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第 12 号 (第 18 条第 1 項第 2 号)

煙 火 打 上 げ 届 出 書  
仕 掛 け

香取広域市町村圏事務組合消防長 様		年 月 日
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名		
打 上 げ 予 定 日 時 仕 掛 け	自 至	
打 上 げ 場 所 仕 掛 け		
周 囲 の 状 況		
煙 火 の 種 類 及 び 数 量		
目 的		
そ の 他 必 要 な 事 項		
打 上 げ に 直 接 従 事 す る 仕 掛 け 責 任 者 の 氏 名		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 ※印の欄には、記入しないこと。
  - 4 その他必要な事項欄には、消火設備の概要その他参考事項を記入すること。
  - 5 打上げ、仕掛け場所の略図を添付すること。

催 物 開 催 届 出 書

				年 月 日
香取広域市町村圏事務組合消防長 様				届出者 住 所 (電話 ) 氏 名
防火対象物	所在地			
	名 称		本来の用途	
使用箇所	位 置	面 積	客 席 の 構 造	
		m <sup>2</sup>		
	消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要			
使用目的				
使用期間		開催時間		
収容人員	名	避難誘導及び消火活動に従事できる人員	名	
防火管理者氏名				
その他の必要な事項				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

水道断減水届出書

年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合消防長 様	
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
断減水予定日時	自至
断減水区域	
工事場所	
理 由	
現場責任者氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 断、減水区域の略図を添付すること。

道 路 工 事 届 出 書

年 月 日	
香取広域市町村圏事務組合消防長 様	
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名	
工 事 予 定 日 時	自 至
路 線 及 び 箇 所	
工 事 内 容	
現 場 責 任 者 氏 名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 工事施工区域の略図を添付すること。

露 店 等 の 開 設 届 出 書

年 月 日			
香取広域市町村圏事務組合消防長 様			
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開 始 時 分 終 了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名	(電話 )		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 17 号 (第 19 条第 1 項)

指定<sup>とう</sup>洞道等届出書 (新規・変更)

		年 月 日
香取広域市町村圏事務組合消防長 様		
		届出者
		事業所名
		所在地
		(電話 )
		代表者氏名
設置者	法人の名称	
	代表者氏名	
洞道等の名称		
設置場所	起 点	
	終 点	
	経 由 地	
その他必要事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄には、記入しないこと。
- 3 指定<sup>とう</sup>洞道等の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書  
その他必要な図書を添付すること。

様式第 18 号 (第 20 条第 1 項)

少量危険物 貯 蔵 届 出 書  
 指定可燃物 取扱い

年 月 日				
香取広域市町村圏事務組合消防長 様				
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名				
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 場 所	所 在 地			
	名 称			
類、品名及び 最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	1 日 最 大 取 扱 数 量
貯 蔵 又 は 取 扱 い 方 法 の 概 要				
貯蔵又は取扱い場所の 位置、構造及び 設備の概要				
消防用設備等又は特殊 消防用設備等の概要				
貯蔵又は取扱いの開始 予定期日又は期間				
その他必要な事項				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。
- 4 使用する防火対象物の略図を添付すること。

様式第 19 号 (第 20 条第 2 項)

少量危険物 貯 蔵 廃止届出書  
 指定可燃物 取扱い

年 月 日				
香取広域市町村圏事務組合消防長 様				
届出者 住 所 (電話 ) 氏 名				
貯 蔵 又 は 取 扱 い の 場	所 在 地			
	名 称			
類、品名及び 最大数量	類	品 名	最大貯蔵数量	1 日 最 大 取 扱 数 量
貯 蔵 又 は 取 扱 方 法 の 概 要				
貯 蔵 又 は 取 扱 場 所 の 位 置、構 造 及 び 設 備 の 概 要				
消 防 用 設 備 等 又 は 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 概 要				
廃 止 年 月 日	年 月 日			
廃 止 理 由				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。